

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第37号）（行財政局税務部税制課及び都市計画局建築指導部建築審査課）

租税その他公課に関する証明書並びに建築確認及び完了検査に関する証明書の交付に係る手数料の適正化を図るため、これらの額を次のとおり改定することとしました。

区 分	単 位	手 数 料	
		改 正 前	改 正 後
租税その他公課に関する証明書の交付	1 件	350 円	400 円
建築確認及び完了検査に関する証明書の交付		350	500

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第37号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

租税その他公課に関する証明書の交付	350	円
-------------------	-----	---

を

」

「

租税その他公課に関する証明書の交付	400	円
-------------------	-----	---

に、

」

「

埋葬又は火葬に関する証明書の交付	350	
------------------	-----	--

を

」

「

埋葬又は火葬に関する証明書の交付	350	
建築確認及び完了検査に関する証明書の交付	500	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課及び都市計画局建築指導部建築審査課)